

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 川崎市立東橋中学校の項中「川崎市高津区子母口321番地」を「川崎市高津区子母口730番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

東橘中学校を移転するため、この条例を制定するものである。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号</p> <p>別表第2（第2条関係） 中学校</p> <table border="1" data-bbox="488 1173 676 2069"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立東橋中学校</td> <td>川崎市高津区子母口730番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	川崎市立東橋中学校	川崎市高津区子母口730番地	(略)	(略)	<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号</p> <p>別表第2（第2条関係） 中学校</p> <table border="1" data-bbox="488 174 676 1070"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立東橋中学校</td> <td>川崎市高津区子母口321番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	川崎市立東橋中学校	川崎市高津区子母口321番地	(略)	(略)
名称	位置																
(略)	(略)																
川崎市立東橋中学校	川崎市高津区子母口730番地																
(略)	(略)																
名称	位置																
(略)	(略)																
川崎市立東橋中学校	川崎市高津区子母口321番地																
(略)	(略)																